

## 介護老人保健施設とは

介護老人保健施設は、ケアプランに基づいて、医学的管理のもと、介護及び看護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活のお世話を行うなど総合的なケアサービスを提供する施設です。このことにより、それぞれの利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。



## 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

介護される方の介護疲れや用事(冠婚葬祭)などのため、ご家庭で介護が一時的にできない場合、入所していただけるサービスです。

## ご利用対象者

現在、病状が安定し在宅での生活が可能な方で、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方。

## 居室 2人室

その他、入所用の居室(4人室・2人室・個室)をご利用いただくことができます。

## 営業日 365日営業しております。

## 送迎サービス 時間帯／お迎え10:00～11:00 お送り14:00～15:00

※ 送迎実施地域／茂原市・長生郡・いすみ市・夷隅郡

※ 日曜、1月1日～1月3日は実施していません。

※ 原則、玄関までの送迎となります。

※ 1台の送迎車に複数名乗り合いになることができます。

## スケジュール

6 : 0 0	起 床	1 4 : 0 0	レクリエーション
8 : 0 0	朝 食	1 5 : 0 0	おやつ
1 0 : 0 0	水分補給	1 8 : 0 0	夕 食
1 2 : 0 0	昼 食	2 1 : 0 0	消 灯



**お食事** ※食事制限がある方は管理栄養士へお気軽にご相談ください。

## 機能訓練

ご利用者の状態に合わせて、集団リハビリテーションを実施しております。



## 入 浴

ご利用期間に合わせて実施。例) 2泊3日 : 1回 3泊4日 : 2回

ご利用者の状態に合わせ、一般浴と機械浴を用意しております。

## 面 会



午前10:00～午後19:00。土日祭日も可能です。館内禁煙。居室での飲食保管はご遠慮ください。

**協力病院** 山之内病院 茂原市町保3番地 JR外房線・茂原駅東口より徒歩2分

※ご利用中に体調が悪くなられた場合、当施設の判断により、かかりつけ医に受診が必要と認められた場合は、早退していただく事がありますので、ご了承ください。

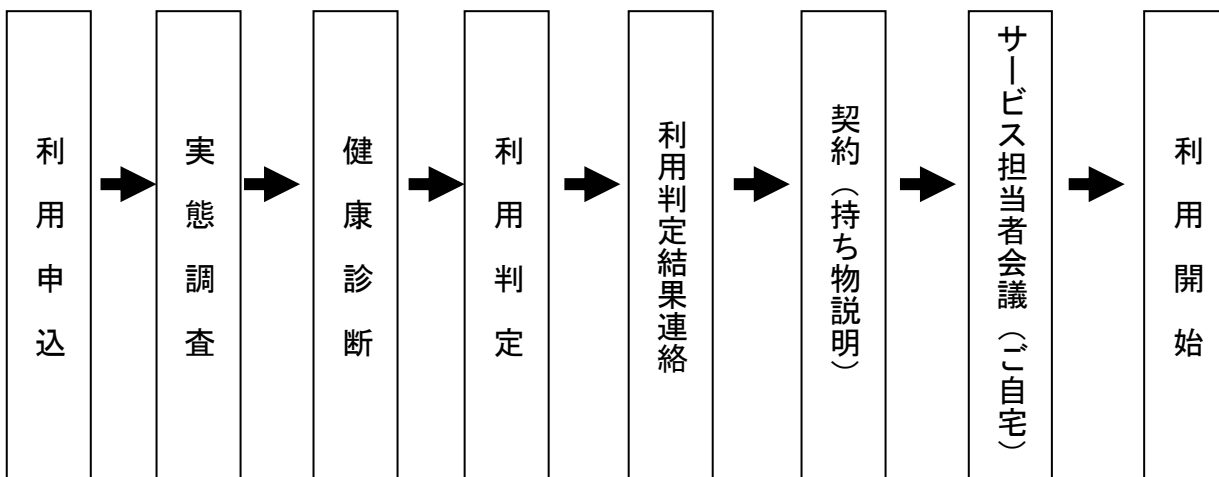
## ご利用までの流れ

※要介護認定申請や居宅介護支援事業者との契約がお済でない方はご相談下さい。

※健康診断は、自費となり、当施設指定の健康診断書の用紙をかかりつけの医療機関で作成していただきます。

※サービス担当者会議とは、ケアプラン作成のための話し合いのことです。居宅サービスプランに関わっている居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が主催する会議を「サービス担当者会議」といいます。この会議には、基本的にご利用者様やそのご家族も出席します。当施設からは担当者がご自宅へ訪問させていただき、リハビリテーションの計画を策定する為、日常生活の状況や家屋の環境を確認させていただきます。

※アセスメントとは、ご利用者様が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に行われる評価。ご利用者様の問題の分析から援助活動の決定までの事をさし、援助活動に先立って行われる一連の手続きの事です。



## 予約受付方法

※利用前月1日（土・日・祝日の場合は翌営業日）より受付開始。

※ケアマネージャーを通じてお電話又はFAXでお申込ください。

※できるだけ皆様にご利用いただきたいと考えております。その為、ご希望通りに予約が取れない場合がございます。

※緊急時については、別途対応致しますので、ご相談ください。

